申請に必要なもの ※ ロー 可は、市ホームページやこしがや子育てネットからダウンロードできます

コピーでも構いません

(内定)証明書など証明書類 は、原本1部で、それ以外は

※兄弟で同時手続の場合、勤務

※書類は、**児童1人につき1枚**提出してください。

必要なもの ※書類は返却できません。証明書類は、発行から3か月以内のものを提出してください。 教育・保育給付認定申請書(兼)確認票 DL 可 全員 保育の必要性を証明する書類(保護者全員分(父母分)) ※発行から3か月以内のものを提出してください 祖父母の勤務証明書は ※不規則勤務の方はシフト表3か月分を提出してください 不要です。 ① 就労(予定)している方 勤務 (内定) 証明書 (所定用紙) DL 可 ※「就労証明書の標準的様式(国様式)」での提出も可能です。 市ホームページからダウンロードできます。 ※自営・在宅勤務の方、経営者が自身または親族の方、 内職の方は、加えて右下の解説に書かれたものも提出 ※月64時間に満たない就労をされている方 ⇒継続して教育・保育給付認定を受けるためには、基準を満 自営・在宅勤務の方、経 (1) たす就労等をした後、認定月の翌月15日までに勤務証明 営者が自身または親族の 書等を再度提出する必要があります。このため、認定期間 (8) 方、内職の方 は3か月です。 該当するも 勤務(内定)証明書に加え ② 求職活動中の方 て次のものを提出してくだ 求職活動状況報告書(活動していない場合は不要) DL可 さい。 就労状況(予定)申告書 DL可 ※認定期間は3か月となります。 ※継続して教育・保育給付認定を受けるためには、認定月の翌 0 自営業中心者の場合 月15日までに勤務証明書等を子ども育成課に提出してく い 営業許可証・開業届・請 ず ださい。 負契約書·受注表等 れ (いずれかのコピー) ③ 育児休業取得中の方 自営業協力者の場合 か ① 該当する書類と在園証明書 を提 最新分の確定申告書・ ※育児休暇取得以前に就労等により在園している方のみ 給与明細書等(3か月 分) ④ 出産予定のある方 (いずれかのコピー) 母子健康手帳 (分娩予定日記載部分のコピー) ※認定期間は出産予定月を基準に前2か月から、出産日 を基準に後8週の翌日が属する月末までとなります。 ⑤ 学校に在学中の方 在学証明書と時間割表 ⑥ 看護・介護をしている方 介護状況申告書 DL 可 + 必要な添付書類(申告書参照) ⑦ 病気の方 **診断書**(保育ができないことが明記されている3か月以内のもの) ⑧ 心身に障がいのある方 身体障害者手帳等 (氏名・等級記載部分のコピー)

※申請書類に虚偽があった場合、認定を取り消し、利用継続ができなくなる可能性があります。

※添付書類は一度提出されますと返却しません。必要な方はコピー等の控えをとった上で提出し てください。

※提出された勤務(内定)証明書等の内容は、市と各施設で共有します。